

国民年金保険料の追納をお勧めします!!

国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来受け取る年金額が低額となります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やしたり、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されますので、ぜひ、追納を行っていただくことをお勧めします。

追納に関する注意事項

①追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除などの期間に限られています。

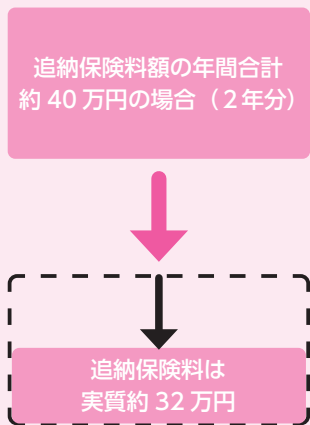
（例）令和6年4月分の納付は令和16年4月末まで

②保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付していただきます。

③保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。（令和4年度・令和5年度分保険料には加算額はありません）
④老齢基礎年金を受給することが出来る方は、追納できません。

追納すると税金が戻る場合があります。また、年金額が増えます。

●課税所得金額が約300万円の場合
所得税・住民税が最大約8万円軽減されます。



※所得税率10%、復興特別所得税を所得税額の2.1%、住民税を10%として計算

注1 追納保険料は社会保険料控除の対象となりますので、確定申告または年末調整の手続きが必要です。

注2 所得などにより、軽減されない場合があります。

このほか、生涯にわたり年金額も増えます。（納付猶予期間：年約4万円、全額免除期間：年約2万円）

奨学金返還支援補助金

大学など卒業後、利根町に居住する方の奨学金返還を補助します！

町では、若い方の移住定住の促進を図ることを目的として、大学など卒業後に本町に居住した場合に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を実施しています。

対象奨学金

- ・日本学生支援機構奨学金（1種、2種）
- ・茨城県奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金（修学資金のみ）
- ・その他町長が認める奨学金

対象者

- 奨学金の返還開始から基準日（1月1日）まで継続して町内に住所を有する方で①～③のいずれかに該当する方
 - ①補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規学卒者
 - ②前年に交付決定を受けた方
 - ③在学中に奨学金等の返還を開始した方
- ※①～③に該当し、かつ次のいずれかに該当する方

- ア 常時雇用者
 - イ 個人で農業その他事業を営む者またはその事業専従者
 - ウ 申請初年度で、常時雇用者ではない、現在求職中の方
- ※その他所定の要件がございます。



政策企画課 地域振興係
☎68・2211（内線333）
chiki@town.tone.lg.jp

補助金額

毎年1月1日を基準日とし、その前年（1月～12月）に返還した奨学金の額上限20万円／年

補助対象期間

対象となる奨学金の返還を開始した年から起算して10年（最大200万円）

申請受付期間

令和7年1月6日（月）～1月31日（金）必着
必要書類を揃えて、政策企画課へ提出してください。

申請書類は町公式ホームページからダウンロードするか政策企画課までお問い合わせください。

問い合わせ

政策企画課 地域振興係
☎68・2211（内線333）
chiki@town.tone.lg.jp

令和6年度中に追納していただく際の追納保険料額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成26年度の月分	15,460円	11,600円	7,730円	3,860円
平成27年度の月分	15,790円	11,840円	7,890円	3,950円
平成28年度の月分	16,460円	12,340円	8,230円	4,110円
平成29年度の月分	16,670円	12,510円	8,330円	4,170円
平成30年度の月分	16,500円	12,370円	8,250円	4,120円
令和元年度の月分	16,560円	12,420円	8,270円	4,140円
令和2年度の月分	16,670円	12,500円	8,340円	4,160円
令和3年度の月分	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和4年度の月分	16,590円※	12,440円※	8,290円※	4,150円※
令和5年度の月分	16,520円※	12,390円※	8,260円※	4,130円※

※追納加算額はありません。

問い合わせ

・土浦年金事務所 国民年金課
（土浦市下高津2・7・29）
☎029・825・1170
自動音声に従って「2」のあとに「2」を押してください。
・保険年金課 医療年金係
☎68・2211（内線177）

パブリックコメント（意見公募）および住民説明会の実施

町では、平成30年度に策定された「第5次利根町総合振興計画（とね魅力アップビジョン）」に基づき、諸施策を推進してきましたが、令和6年度で「前期基本計画」の計画期間が終了することから、引き続き、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、現行の前期基本計画の検証・見直しを行い、令和7年度を初年度とする「第5次利根町総合振興計画後期基本計画」を策定します。つきましては、計画の策定にあたり、素案を公表し、町民の皆さまからのご意見を募集するため、パブリックコメントおよび住民説明会を次のとおり実施します。

募集期間

12月27日（金）まで 午後5時15分必着
※冊子閲覧日および時間は、閲覧期間内の各施設の開庁時間内となります。

計画案の閲覧方法

- ・データ閲覧 町公式ホームページ <https://www.town.tone.ibaraki.jp/>
- ・冊子閲覧 利根町役場（1階情報公開コーナー）・利根町生涯学習センター・利根町図書館

意見書を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に勤務または在学する方
- ・町内に事業所などを有する方

意見書の提出方法

- ・窓口への持参
- 政策企画課 政策企画係
- 郵送 〒300・1696 利根町 布川841番地1 利根町役場 政策企画課 政策企画係 宛

町政懇談会を開催しました

11月9日、利根町文化センターにおいて町政懇談会を開催しました。当懇談会は、より良いまちづくりの実現に向けた取り組みを町民の皆さまにお伝えし、町政全般について率直なご意見をお伺いすることを目的として開催しています。

ご参加いただきました皆さま、貴重なご意見・ご提案をありがとうございました。

町政懇談会資料や意見交換の概要については、町公式ホームページおよび役場1階情報公開コーナーにて公表しています。ぜひご覧ください。

問い合わせ

総務課 秘書広聴係
☎68・2211（内線319）



・FAX 68・7990

・メール kikaku@town.tone.lg.jp

留意事項

- ・提出していただいた意見書の内容とこれに対する町の考えを、後日、町公式ホームページで公表します。（氏名などの個人情報情報は公開しません）
- ・同様の意見は、整理したうえで一つの意見とする場合があります。
- ・提出いただいた意見書に対して、個別回答はいたしません。
- ・電話や窓口における口頭での意見は受け付けられません。また、期限を過ぎた意見書の受け付けはできませんので注意してください。

開催日時・場所

12月14日（土） 午後2時～ 利根町文化センター
12月20日（金） 午後1時15分～ 利根町生涯学習センター

※両日とも、内容は同じものとなりますので、ご都合の良い日程にご参加ください。

参加可能な方

パブリックコメントの意見書を提出できる方に同じ

留意事項

- ・当日参加も可能ですが、会場の都合上、参加を希望される場合には、事前に問い合わせ先まで、電話・メール・FAXのいずれかの方法により、「氏名・住所・連絡先」をお知らせください。

問い合わせ

政策企画課 政策企画係
☎68・2211（内線336）